拾得した猫の引取りチェックリスト

拾得状況等をお聞きした結果、保健所での引取りをお断りする場合があります。次の項目について全て確認してください。

○ 引取りを求めるにあたる理由はありますか？

・周辺の生活環境が損なわれる事態が生ずるおそれがあるなど相当な事由がある。

○ＴＮＲ、地域猫活動の対象となる猫ではありませんか？

・去勢や避妊をした形跡がある。
・活動の目印（耳の切れ込み）等がある。

ＴＮＲ：野良猫を捕獲（Trap）し、不妊・去勢手術（Neuter）を行い、元の場所に戻す（Return）こと。
地域猫：地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

○ 飼養されている可能性のある猫ではありませんか？

・人慣れしており、近づいてくる。
・素手で容易に捕獲できる。
・首輪やネームタグをしている。

○ 親猫が飼育している子猫ではありませんか？

・周囲に親猫がいる。
・親猫がやってきて授乳している。

○ 駆除目的で捕獲した猫ではありませんか？

・駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは、動物愛護の観点から原則として認められていません。
・苦痛を与える方法での捕獲は動物愛護法違反（虐待）になる場合があります。

※飼い猫は自宅に自力で帰ることができますので、けがや衰弱等の場合を除き、保護せずに様子を見てください。

大仙保健所　０１８７－６３－３６９４